



滋賀の 男女共同参画

女性も男性も、一人ひとりが
持てる個性や能力を存分に発揮して、
喜びを共に享受し、ともに責任を担いながら、
互いに生きがいをもって意欲的に暮らせる
男女共同参画社会の実現は、
わたしたちみんなの願いです。

令和8年3月

滋賀県

パートナーしがプラン2030

滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画

男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、令和12年度（2030年度）までを目標年度とする「パートナーしがプラン2030（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）」を策定しています。

「一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ～男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指して～」を基本理念に、県民一人ひとりが持てる個性や能力を存分に発揮し、互いに生きがいを持って意欲的に暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

基本理念

一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ

～男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指して～

取組を進めるにあたって大切なこと

何を大切にしたいかは一人ひとり違うため、県での取組がその人の生き方に対して押しつけとならないよう、一人ひとりが大切にしていることを尊重しながら、それぞれの個性や能力を発揮できる社会を目指します。

目指す姿と取組の方向

I

性別にかかわらず
一人ひとりが
多様な選択ができる社会

- (1) **重点** 男女共同参画意識の浸透に向けた取組
- (2) **重点** 子ども・若者に向けた取組

II

性別にかかわらず
一人ひとりが
安全・安心に暮らせる社会

- (1) 多様性の尊重
- (2) **重点** あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等の根絶
- (3) 困難な状況にある人への支援
- (4) **重点** 防災における男女共同参画
- (5) 生涯を通じた健康づくり

III

性別にかかわらず
一人ひとりが
働く場で活躍できる社会

- (1) 男女の均等な雇用機会・公正な待遇の確保
- (2) **重点** 企業における男女共同参画
- (3) **重点** 女性の就職・再就職・起業支援
- (4) 女性のキャリア形成支援
- (5) 誰もが働きやすい環境づくり

IV

性別にかかわらず
一人ひとりが
地域や家庭生活など
あらゆる分野で活躍できる社会

- (1) **重点** 地域における男女共同参画
- (2) 政治・行政における男女共同参画
- (3) 理工系・農林水産業・スポーツ等分野での男女共同参画
- (4) **重点** 男性の家事・育児・介護等への参画
- (5) 子育て・介護支援の充実

計画の総合的な推進

- (1) 県の推進体制の充実
- (2) 国・市町・経済団体・企業・大学など多様な主体との連携
- (3) 県立男女共同参画センターを核とした取組
- (4) 調査・研究

政策目標・事業目標

目指す姿Ⅰ 性別にかかわらず一人ひとりが多様な選択ができる社会

政策目標	項目	基準		目標	
	様々な場面の選択において、性別を意識せずに自身の希望どおり選択している人の割合	60.1%	(R7)	70.0%	(R11)
事業目標	①男女共同参画センターが実施する研修を受講した人のうち無意識の思い込みに関する気づきがあった人の割合	—	—	100%	(毎年度)
	②小中高等学校における男女共同参画社会づくりのための副読本の活用率	56.8%	(R6)	100%	(R12)

目指す姿Ⅱ 性別にかかわらず一人ひとりが安全・安心に暮らせる社会

政策目標	項目	基準		目標	
	自身の住んでいる地域が性別にかかわらず安全・安心に暮らせる社会であると感じる人の割合	70.0%	(R7)	80.0%	(R11)
事業目標	①DVの相談窓口を知らない県民の割合	43.8%	(R6)	20.0%	(R11)
	②自身の職場でセクシュアルハラスメント対策がしっかり行われていると感じる人の割合	64.0%	(R7)	75.0%	(R11)
	③母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数	121人	(R5)	650人	(R7~11)
	④県が毎年度養成する防災士に占める女性割合	25.2%	(R2~R6平均)	30.0%	(毎年度)
	⑤「避難所運営組織の構成員に占める女性割合を3割以上にすること」を避難所運営マニュアルに記載することで推奨している市町の数	3市町	(R7)	全市町	(R12)
	⑥子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8%	(R2~R5平均)	63.0%	(R11)

目指す姿Ⅲ 性別にかかわらず一人ひとりが働く場で活躍できる社会

政策目標	項目	基準		目標	
	①自身や身近な人の働く場において男女がともに活躍できていると感じる人の割合	58.5%	(R7)	70.0%	(R11)
②男女間賃金格差	75.1%	(R6)	格差縮小を目指す	(R12)	
事業目標	①管理的職業従事者に占める女性の割合	14.4%	(R2)	30.0%	(R12)
	②滋賀県女性活躍推進企業認証制度における認証企業数	【3つ星】 10企業 【2つ星】 158企業	(R6)	【3つ星】 30企業 【2つ星】 300企業	(R12)
	③女性の就業率(25~44歳)	76.9%	(R2)	90.0%	(R12)
	④滋賀マザーズジョブステーションにおける就職件数	890件	(R6)	4,500件	(R8~R12)
	⑤起業家に占める女性割合	20.7%	(R4)	26.0%	(R9)
	⑥滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(従業員数100人以下の企業)	803件	(R6)	1,100件	(R12)

目指す姿Ⅳ 性別にかかわらず一人ひとりが地域や家庭生活などあらゆる分野で活躍できる社会

政策目標	項目	基準		目標	
	自身の住んでいる地域において男女がともに活躍できていると感じる人の割合	53.6%	(R7)	65.0%	(R11)
事業目標	①女性の代表または副代表のいる自治会の割合	13.7%	(R6)	17.0%	(R12)
	②男女共同参画計画を策定する市町の数	17市町	(R6)	全市町	(R12)
	③女性活躍推進法に基づく推進計画を策定する市町の数	17市町	(R6)	全市町	(R12)
	④女性委員割合が40%以上60%以下の県の附属機関の割合	86.3%	(R7)	100.0%	(R12)
	⑤研究者・技術者の女性割合	9.8%	(R2)	14.0%	(R12)
	⑥女性の認定農業者等数	64人	(R5)	100人	(R12)
	⑦国スポの監督に占める女性の割合	16.0%	(R4)	25.0%	(R9)
	⑧男性の育児休業取得率	男性52.0% 女性99.0% 差47.0%	(R6)	女性の取得率と同等程度(±5%以内)	(R12)
	⑨育児休業を取得する男性のうち取得期間が1カ月以上の人の割合	40.7%	(R6)	50.0%	(R12)
	⑩保育所待機児童数	169人	(R5)	0人	(R11)
⑪必要な福祉サービスを利用できる環境が整っていると感じる人の割合	54.3%	(R3)	満足度の向上	(R8)	

滋賀県男女共同参画推進条例

6つの基本理念

- ①男女の人権を尊重すること
- ②「男だから」とか「女だから」といった固定的な役割分担意識や慣習などによって、社会における活動の多様な選択を妨げないようにすること
- ③企業や自治会などすべての団体の方針の立案、決定に男女が共同して積極的に関与することが重要であること
- ④男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、家族の一員としての役割を果たすとともに、職場や学校、地域など社会における活動もできるようにすること
- ⑤男女が、それぞれの性の抱える問題を理解することによって、妊娠・出産に関して双方の意思が尊重されるとともに、生涯にわたって性に関する健康な生活が送れるようにすること、また、このことが社会全体で理解されること
- ⑥国際的な取組との協調

統計でみる滋賀の男女共同参画の現状

1 意識

令和6年度の県民意識調査によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感しない(どちらかといえば同感しない方を含む。)人の割合は74.1%でした。

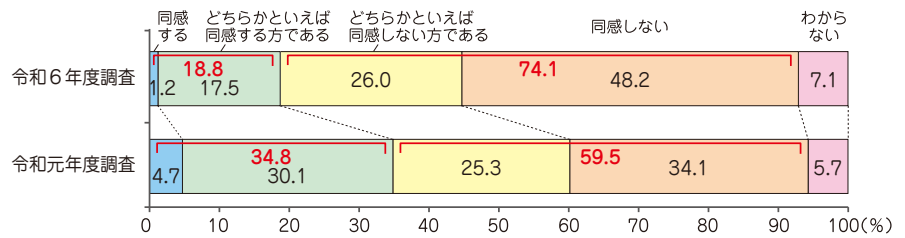
令和元年度から同感しない割合は14.6ポイント増加しています。

性別で見ると、女性の方が同感しない割合が高くなっています。年代別で見ると、男性も女性も18～19歳で同感しない割合が他の年代より高くなっており、総じて比較的低い年齢層で同感しない割合が高くなっています。(図1)

男性として生きづらさを感じることは、「仕事での成功や評価、経済力に価値が置かれていること」が42.8%で最も多くなっています。なお、「特にない」は30.8%となっています。(図2)

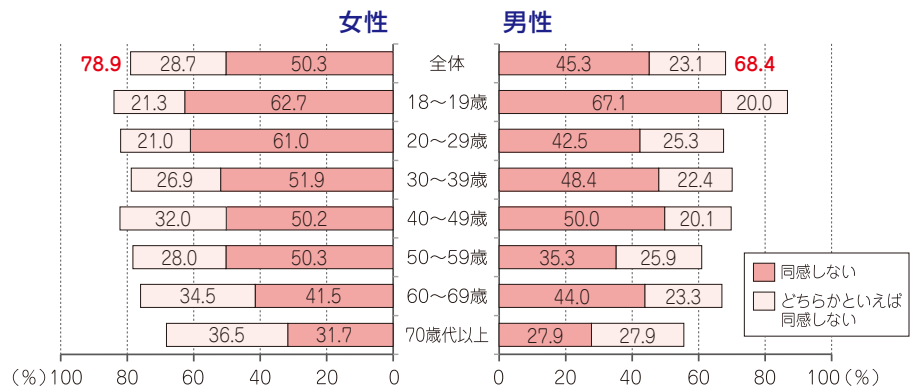
日常生活の中で男女の不平等を一番感じる場所は、男性も女性も「地域社会」が最も多くなっています。(図3)

図1 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について (滋賀県)



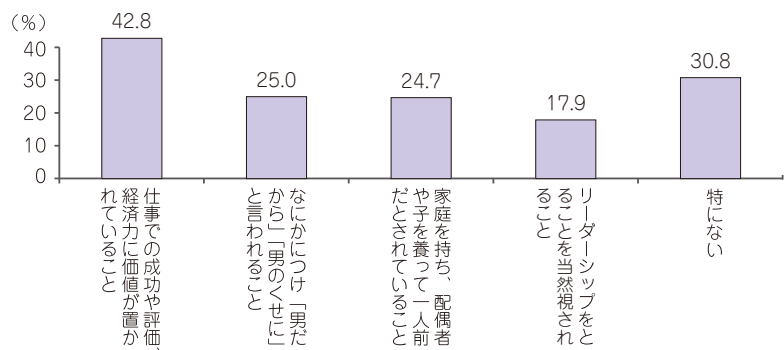
※四捨五入の関係上、各選択肢の百分率(%)の合計が100%にならない場合があります。

<男女別・年代別 (滋賀県) / 同感しない・どちらかといえば同感しない方>



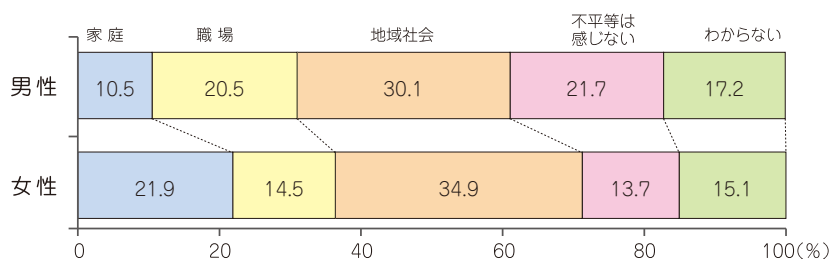
資料：令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査 (滋賀県)

図2 男性として生きづらさを感じること (男性の方のみ・上位5項目・滋賀県)



資料：令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査 (滋賀県)

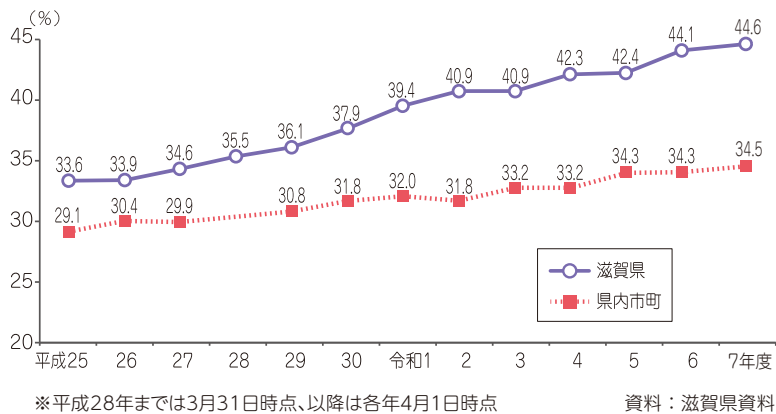
図3 日常生活で男女の不平等を一番感じる場所 (滋賀県)



資料：令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査 (滋賀県)

2 女性の参画

図4 審議会における女性委員の割合の推移 (滋賀県・県内市町)



行政、企業、地域活動などで、重要な方針を決定する立場にいる女性はまだまだ少なく、女性の参画は十分とはいえない状況にあります。

令和12年に県のすべての附属機関において、女性委員割合を40%~60%とすることを目指しています。

県では令和2年度以降、女性委員の割合は40%以上60%以下と、目標を達成した数値を維持していますが、引き続き女性の登用率が低い審議会での登用促進など、取組を進めていく必要があります。(図4)

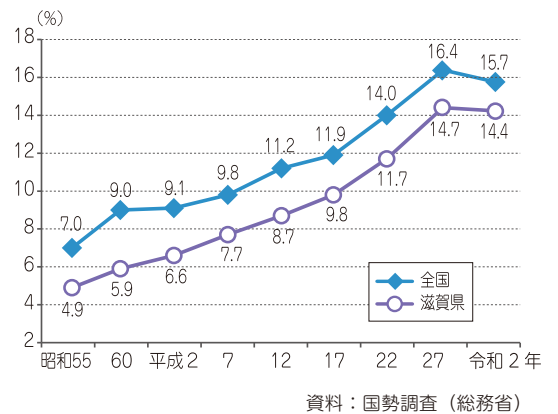
管理的職業従事者に占める女性の割合は、14.4% (令和2年) で全国37番目と非常に低い割合となっています。

国の男女共同参画基本計画(第5次)では、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。」そのための通過点として、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。」との目標が設定されており、本県においても一層の取組が必要です。(図5)

地域の様々な分野での女性の参画状況をみると、議会や自治会など、多くの分野においての女性の参画は3割に届かない状況です。(図6)

令和6年度の県民意識調査によると、「管理職につく女性が少ない理由」として、男性も女性も「女性は家庭における責任を多く担っているため、責任の重い仕事につきにくいから」が最も多くなっています。(図7)

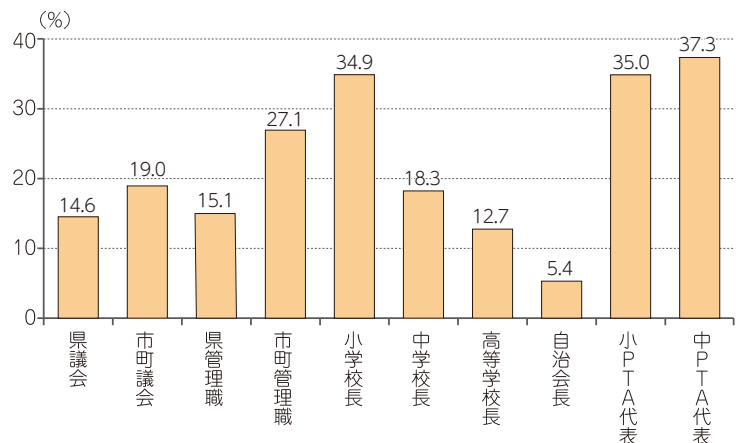
図5 管理的職業に従事する者に占める女性の割合 (滋賀県・全国)



※管理的職業従事者とは(日本標準職業分類による)

議会議員、管理的公務員、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員など、経営体の全般または課(課相当含む)以上の内部組織の経営・管理に従事する者。校長・病院長・研究所長・裁判所長・検事総長などは「専門的・技術的職業従事者」に分類。

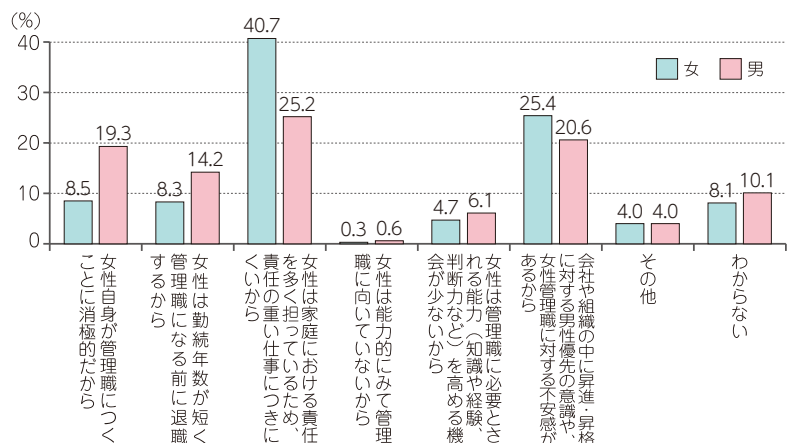
図6 様々な分野における女性の参画状況 (滋賀県)



※県議会、市町議会、県管理職、市町管理職、自治会長、小PTA代表、中PTA代表は令和7年4月時点、小学校長、中学校長、高等学校長は令和7年5月時点

資料：滋賀県資料、学校基本調査

図7 管理職につく女性が少ない理由 (滋賀県)



資料：令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(滋賀県)

3 労働

女性の有業率は、24歳以下では男性と同様に推移するものの、25歳以上で男性との差が大きくなり、結婚、出産、子育て期に低下します。

30歳代で女性の有業率が落ち込むこのグラフの形は、「M字型」と呼ばれています。年々落ち込みは小さくなってきています。

依然として男性の就業率との間には大きな開きがあるものの、就業希望者を含めた潜在的有業率は男性に近い比率で推移していることがわかることから、就業を希望する女性が活躍できる社会づくりが必要です。(図8)

また、女性の年代別の雇用形態を見ると、25歳以上では、正規の職員・従業員の割合は次第に小さくなり、パートの割合が大きくなっています。このことから、子育て期にあたる30歳代で離職し、パートタイム労働者として再就職する女性が多いことがわかります。(図9)

令和6年度の県民意識調査によると、女性が仕事を続けるために必要なことは、「男女がともに日常的に家事・育児・介護を分担すること」が最も多くなっています。(図10)

男性の1週間の就業時間を年代別にみると、30歳代では、9.0%が1週間に60時間以上働いています。週5日働くと仮定して、1日12時間以上働いている計算となります。(図11)

育児休業取得率の状況を見ると、女性では近年90%以上で推移している一方、男性は近年増加してきたものの令和6年時点で52.0%と、47.0%の差があります。

令和12年度に男性の育児休業取得率を女性と同等程度とすることを目指して引き続き企業における取組を促進する必要があります。(図12)

図8 年齢階級別・男女別有業率（滋賀県）

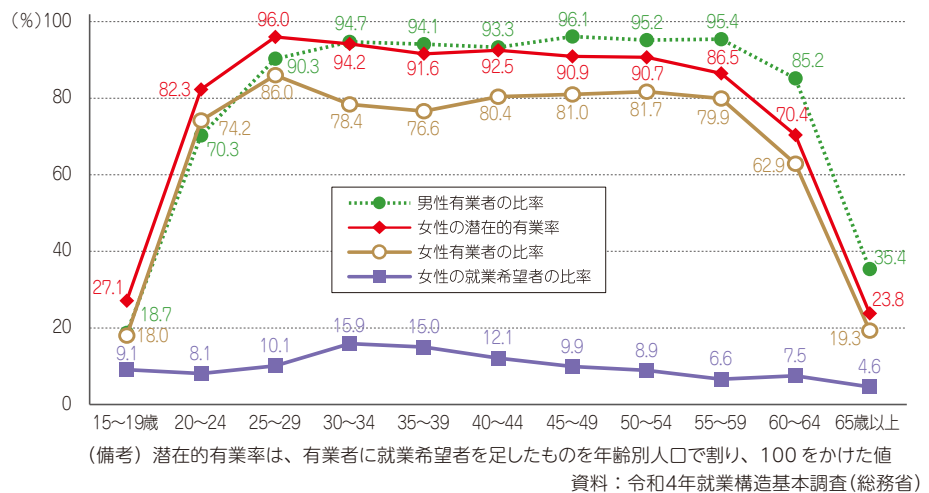


図9 女性の年齢階級別従業上の地位、雇用形態（滋賀県）

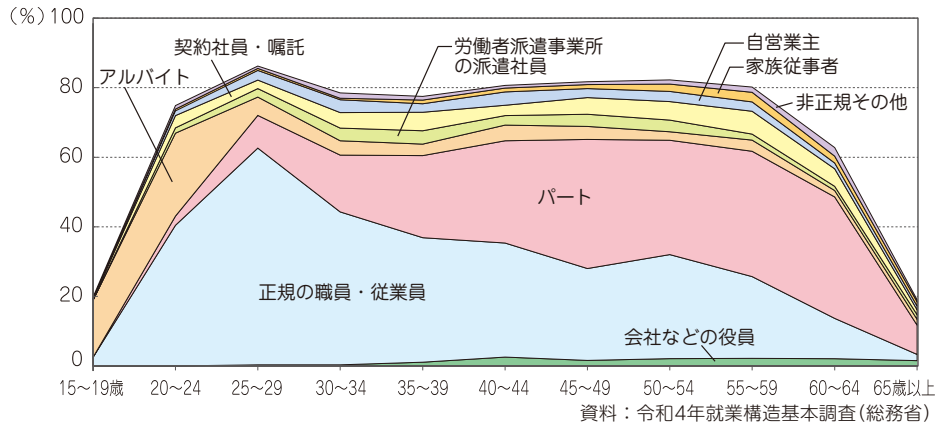


図10 女性が仕事を続けるために必要なこと（上位5項目・滋賀県）

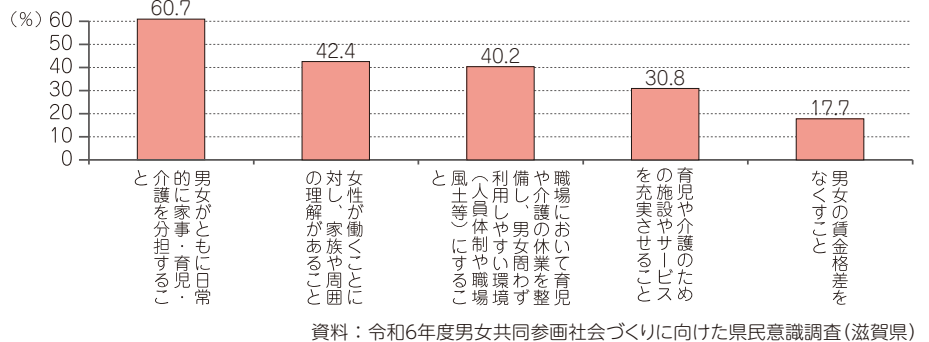


図11 年齢階級別1週間の就業時間（男性・滋賀県）

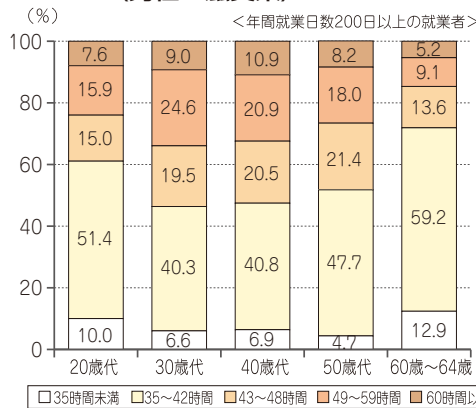
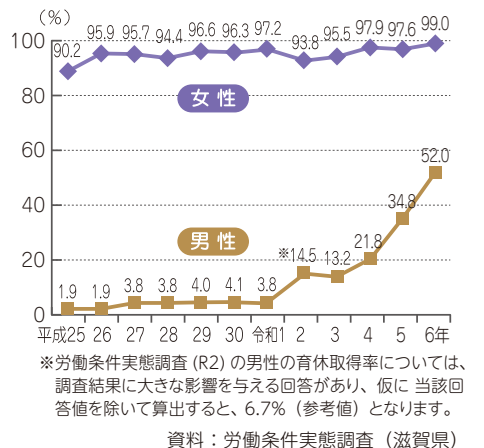
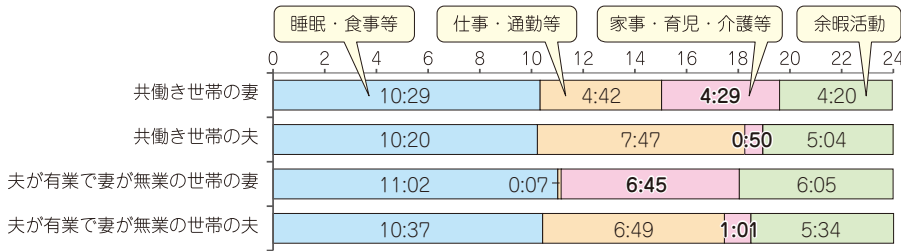


図12 育児休業取得率（滋賀県）



4 家庭

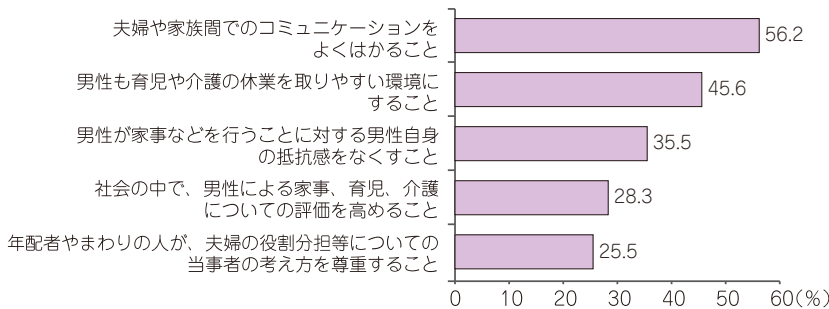
図13 夫婦の生活時間（滋賀県）（1日24時間に占める時間数）



資料：令和3年社会生活基本調査(総務省)
備考：端数処理の関係上、構成比の合計が24時間にならない場合があります。

共働きかどうかにかかわらず、夫の家事・育児・介護等の時間は1時間程度となっており、女性の家事・育児・介護等の負担が大きいことがわかります。（図13）

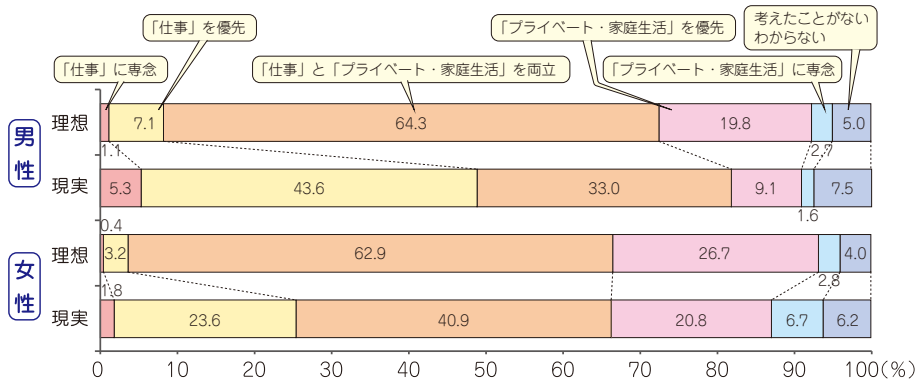
図14 男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するために必要なこと（上位5項目・滋賀県）



資料：令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(滋賀県)

男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多く、次いで「男性も育児や介護の休業を取りやすい環境にすること」が多くなっています。（図14）

図15 生活の中での「仕事」、「プライベート・家庭生活」のバランス（滋賀県）



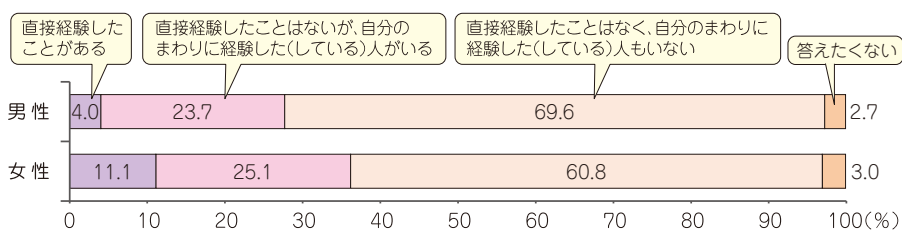
資料：令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(滋賀県)

生活の中での「仕事」、「プライベート・家庭生活」のバランスについてみると、理想では、男性、女性ともに「『仕事』と『プライベート・家庭生活』を両立」が最も多くなっています。

現実では、男性は「『仕事』を優先」、女性は「『仕事』と『プライベート・家庭生活』を両立」が多くなっています。（図15）

5 男女間の暴力

図16 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力の経験（滋賀県）



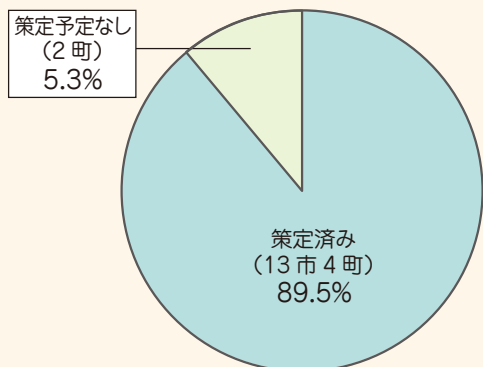
資料：令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(滋賀県)

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力について、男性で約3割、女性では約4割の人が「直接経験したことがある」、「自分のまわりに経験した(している)人がいる」と回答しています。（図16）

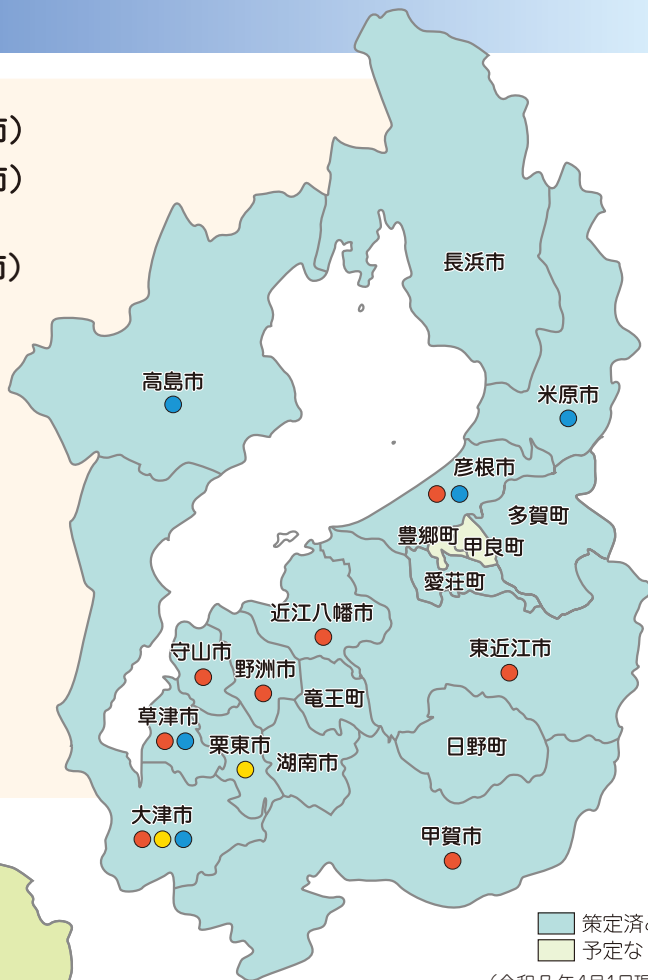
市町における男女共同参画推進状況

- 条例の制定状況……………42.1% (8市)
- 男女共同参画に関する宣言……10.5% (2市)
- 男女共同参画のための総合的な施設設置状況……………26.3% (5市)

男女共同参画計画策定状況



※グラフと右地図の色は一致



■ 策定済み
■ 策定予定なし
(令和7年4月1日現在)

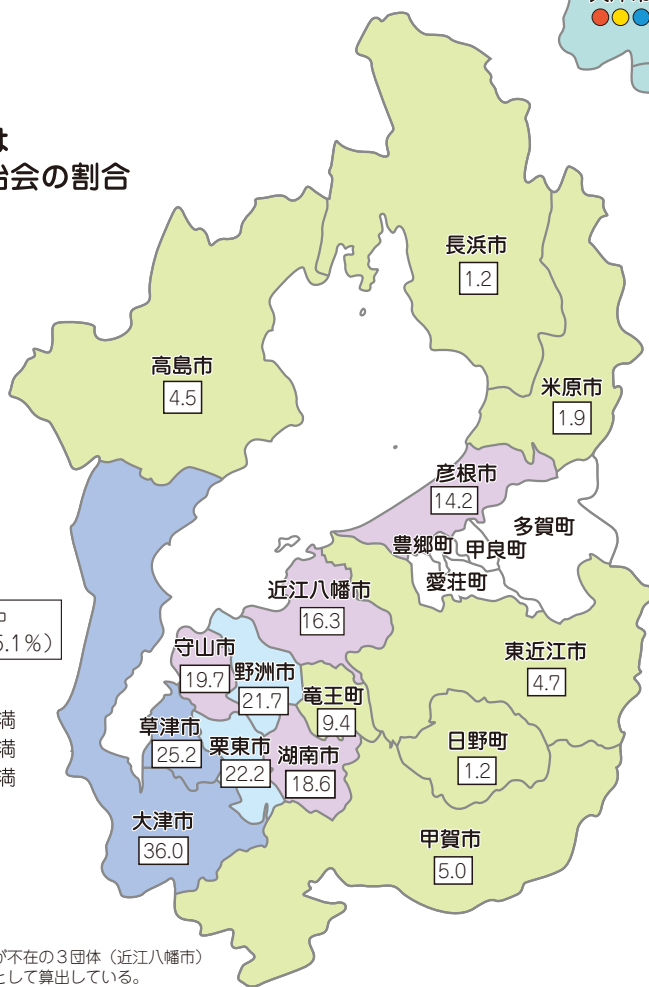
女性が代表または副代表である自治会の割合

(令和7年4月1日現在)

女性が代表者または副代表者になっている自治会、町内会、区等の割合 (%)

※県全体 3,351自治会中 505自治会(15.1%)

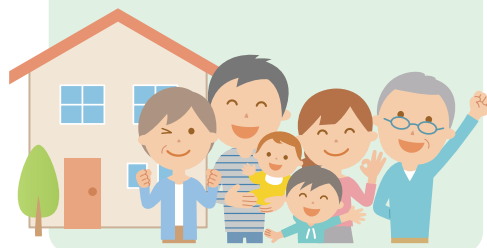
- 25%以上
- 20%以上 25%未満
- 10%以上 20%未満
- 0.1%以上 10%未満
- 0%



資料：滋賀県資料

※女性比率は、自治会長が不在の3団体（近江八幡市）を除いた団体数を母数として算出している。

地域における参画の状況を示す指標として、女性の代表または副代表のいる自治会の割合を、令和12年度までに17.0%とすることを掲げています。市部を中心に徐々に増えてはいるものの、令和7年4月1日現在は15.1%と、まだまだ道半ばの状況です。住みよい地域社会を築くためには、男女双方の視点を生かして、共に地域づくりに参画することが、ますます大切になっています。



滋賀県 女性活躍推進課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL077-528-3770 FAX077-528-4807 mail fg00@pref.shiga.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/>

[shoukougankouroudoubu/jyoseikatsuyakusuishinka/index.html](https://www.pref.shiga.lg.jp/shoukougankouroudoubu/jyoseikatsuyakusuishinka/index.html)



滋賀県 女性活躍推進課 検索